



2013年8月1日号  
(W&B No. 201301CY)

## (1)2012年の商標出願は165万件と16%増 (2)商標法第三次改正状況

### (1)2012年度商標出願統計と分析

2013年4月28日に商標局及び商標評審委員会は第13回世界知的財産権日に合わせて、「中国商標年度戦略報告書」を発表した。概要報告によると2012年の中国商標出願は、1,648,316件と前年比16.3%増加し、11年連続世界一を更新し、商標出願累計は1,136万件である。

中国国内の出願は、1,502,540件と全体の91%を占め、外国からの出願は直接出願(97,190件)及びマドプロ国際出願(48,586件)を含めて、145,776件と全体の9%弱である。外国の主要な出願国の上位5か国は下記の通り。アメリカ(24,751件)、日本(21,572件)、韓国(6,114件)、イギリス(5,680件)、ドイツ(4,395件)。

2012年に審査を経た登録商標は1,004,897件と前年比1.8%増加し、登録商標累計は765.6万元、有効登録商標は640万件である。平均的な商標出願審査期間は平均10か月であった。

更新出願は、106,983件と前年比14.3%増加し、100,547件(0.9%増)が登録されている。

一方、異議申立件数は、36,311件で前期比-5.8%の減少、商標登録異議審査期間は大幅に短縮され平均18か月であった。また、無効取消件数は、16,668件で、前年比23.4%増加した。なお、異議裁定件数は73,137件(28.7%増)、無効取消裁定件数は112,851件(20.7%増)である。

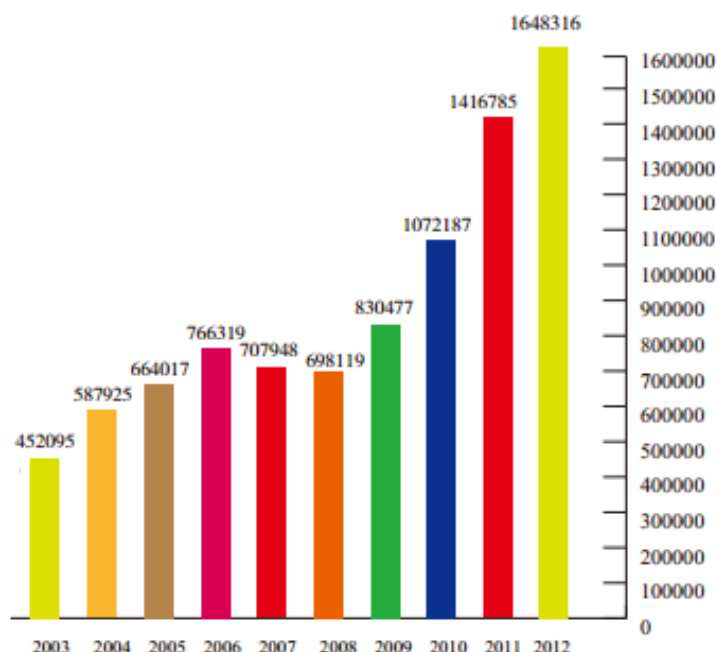
なお、2012年の著名(馳名)商標は968件認定され、通算累計4,486件となった。

地理的商標は、2012年に373件認可されて、前年比9.4%増加し、累計1,745件が登録されている。農産品の登録商標は累計128万件である。

また、中国国内のマドリッド国際商標出願は2100件(日本は2,054件)、前年と同じく7位であり、外国での商標権取得が拡大する傾向が続いている。

ところで、商標評審委員会が裁決した5.2万件で当事者が不服として北京第一中級人民法院に提訴した案件数は2,525件(判決は2,143件)と全体の4.9%である。また、北京高級人民法院に提訴し第二審として提訴された案件数は919件(判決は903件)、最高人民法院に再考申請された案件数は52件(判決数同じ)である。商標評審委員会の第1審と第2審での勝訴率は、それぞれ82.3%と73.2%、平均79.6%の勝率となっている。

中国商標出願推移(2003-2012年)



商標評審委員会は 2012 年の事件に次のような特徴があると分析している。

① 案件の増加: 2011 年比 48.4%増、訴訟案件も 31.3%増、上訴率も 48%増。

② 論点の変化: 商品の類似判断、新証拠の採用認定、挙証責任の転換、著名性主張に対する判断変更。

特に、論点での変化について言うと、従来の商品区分表に基づいた判断から悪意性を総合的に判断し、商品の関連性、引用商標の知名度或いは独創性などの要素に踏み込んだ判断がされた傾向がある。

次に、従来は商標評審委員会が新規或いは追加提出の証拠採用に消極的であったが、行政訴訟においては、「最高人民法院による行政訴訟における証拠に関する若干の問題についての規定」第 6 条の適用から被告が提出した新証拠の採用など、公平な取扱いがされた事例が増加している。

また、商標の著名性を主張するため従来から活用されている商標法第 31 条の先の権利、第 10 条 1 項(8)の社会的悪影響、及び第 13 条 2 項の著名商標に関する公衆による誤認混同についての主張には厳しい判断がされた傾向があるため、今後は安易な著名性の主張は認められない可能性があることを念頭に対応することが求められる。

## (2) 商標法改正の動向

第三次商標法改正は 2009 年 11 月から検討が開始され、2012 年 12 月 28 日に公表され、意見募集がされた。その後、全人代常務委員会で修正草案が検討されている。主要な改正内容は次の通りである。

### ① 出願手続き関係

権利保護対象の拡大(音声及び単一色彩商標を追加)、現在国内試行中の電子出願開始、一商標多区分出願の受理開始、審査意見書制度の導入と 30 日の応答期限、拒絶査定不服審判請求期間を 30 日に延長

### ② 異議取消手続き関係

異議申立者を先行権利者・利害関係人に制限、異議申立理由を商標法(第 13、15、16-1、30、31、32 条)違反に限定、異議申立裁定に対する審判手続きの廃止、無効取消制度の簡素化

### ③ 公平な競争秩序維持関係

馳名商標認定を更に厳格化、冒認出願の禁止、商標を企業名称の一部にすることを禁止、信義信用原則の追加適用

### ④ 商標専用権の強化関係

故意及び便宜供与を商標侵害行為規定に追加、懲罰性賠償規定を追加し、損害額の 3 倍まで 法定侵害賠償額を 100 万元まで引上、権利者の挙証責任を軽減、侵害者の証拠提出義務を明確化

2013 年 6 月 26 日に第 2 回の修正案が委員会に提出され、下記の事項が含まれている。年内には改正法がまとまる予定である。

① 馳名商標の認可区の厳格化に加えて、広告宣伝に使用し消費者を誤認誘導させることの禁止

② 単一色彩商標を保護対象案から削除

③ 審査手続きの法定期間の明示

④ 法定損害賠償額を修正案での 50 万元から 100 万元への倍増から更に 200 万元へ増額

⑤ 悪徳商標代理人組織の認定と公告による代理業務停止決定

以上

**\* 記事に対するご質問や各種お問合せはお気軽にご連絡ください。**